

品川区立出石つばさの家指定管理者候補者の公募について

1 趣旨

品川区立出石つばさの家については、品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例に基づき、令和6年4月1日に開設することとした。また、条例上、障害者グループホームの管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができるものとされていることから、開設に先立ち、令和6年4月1日から始まる第一期の指定管理者を公募する。

2 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名称 品川区立出石つばさの家
- (2) 所在地 品川区西大井3-11-19

3 指定管理者が行う業務

- (1) 共同生活援助および短期入所の事業の運営に関すること
- (2) 施設等の維持および修繕に関すること
- (3) その他、区長が特に必要があると認めた業務

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

5 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。
- (2) 選定委員会の設置
候補者の選定にあたっては「品川区立出石つばさの家指定管理者候補者選定委員会」を設置する。
- (3) 選定基準
 - ① 入居者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
 - ② グループホームの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - ③ グループホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

- ④ その他、グループホームの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

6 今後の予定

令和5年1月	募集要項の公表
3月	指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会の開催
4月	指定管理者候補者選定結果の通知
6月	指定管理者指定の議決
令和6年3月	指定管理者との協定書締結
4月	開設・指定管理者業務開始